

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	兵庫県	市町村名	神戸市	地区名	神戸都心・ウォーターフロント地区	面積	110 ha
計画期間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度	交付期間	平成 26 年度 ~ 平成 30 年度				

目標
 大目標:「港都 神戸」の創生をめざし、都心・ウォーターフロントの都市機能の形成を図る
 目標1 快適な自転車の回遊ネットワークの形成

目標設定の根拠
 まちづくりの経緯及び現況
 ○神戸市では、これまでのまちの歩みを踏まえ、平成23年3月に「神戸づくりの指針(第5次神戸市基本計画)」を作成した。また本指針の重点施策計画である「神戸2015ビジョン」の中では、まちの魅力を高め発信する施策として「都心・ウォーターフロントの魅力向上」を重点施策として位置づけている。
 ○さらに、都心・ウォーターフロントの将来構想として『「港都 神戸」ランドデザイン』を平成23年3月に策定し、現在、これらの計画に基づく施策を実施しているところである。
 ○神戸都心・ウォーターフロント地区
 当地区は、神戸市の「陸」と「海」の玄関口であり、旧居留地、南京町などさまざまな地区で魅力あるまちづくりが進められてきた。また、都心・ウォーターフロントには、六甲の山々の眺望、港、数々の個性的なエリアなどさまざまな魅力がある上に、その周辺には空港や新幹線など、広域交通インフラが整っており、その潜在能力は非常に大きい。
 今後、これら潜在するものを最大限にいかし、都心とウォーターフロントを機能的にも空間的にも一体化し、多くの人で賑わう人中心のまちとしていくことが求められている。
 当地区では、自動車交通の流入抑制を図るとともに、コミュニティサイクル※の導入などによる「快適な自転車の回遊ネットワークの形成」や、公民連携などによる道路空間等を活用した「賑わいを創出するさまざまな仕掛けづくり」など先導的な取り組みを進め、神戸の持続的発展を図る。
 ※コミュニティサイクルとは、複数の自転車貸出・返却拠点を設置し、どの拠点でも貸出・返却が可能な新たな交通システムである。この自転車貸出・返却拠点をコミュニティサイクルポートという。

・都心とウォーターフロントの機能的・空間的一体化の推進(回遊性の向上)

将来ビジョン(中長期)
 ○神戸づくりの指針(第5次神戸市基本計画):神戸のもつ特性を活かしてその魅力に磨きをかけ、神戸のにぎわいや活力の創造を先導し、神戸の魅力を世界に発信する。
 その拠点として「都心・ウォーターフロント」「ポートアイランド」「兵庫運河周辺」の3つのリーディングエリアを形成する。
 ○神戸2015ビジョン:「三宮駅周辺の大改造の推進」「新港第1突堤、メリケンパーク周辺の民間活力を活かした再開発」「波止場町1番地におけるオープン空間の整備」「都心・ウォーターフロントの回遊性の向上」といった取り組みを推進する。
 ○『「港都 神戸」ランドデザイン』:市民や来街者などあらゆる人が歩いて楽しいと感じる都心・ウォーターフロントを形成するため、都心とウォーターフロントの空間的な一体感や連続性の向上を図り、眺望路として、あるいは眺望点やオープンスペースなどをつなぐアクセス路として「人」中心の回遊ネットワークを構築するとともに、歩いて楽しいまち、自転車が安全・爽快に利用しやすい歩行者・自転車の回遊ネットワークの構築を目指す。
 ○神戸市総合交通計画:都心・ウォーターフロントでは、「自動車」中心から、「人」中心とした交通環境に再構築し、まち全体の回遊性を向上するなど、交通面からもまちの魅力・活力を高めていくため、地域・事業者・行政が一体となって、「自動車交通のマネジメント」「歩行環境の向上」「公共交通など多様な交通手段の確保」の3つの取り組み方針に基づき、各種交通施策を、総合的かつ戦略的に推進していく。
 ○神戸市自転車利用環境総合計画:「自転車走行空間の整備」「駐輪対策の推進」「自転車利用ルールの周知徹底とマナー向上」「自転車利用の利便性向上」の施策を総合的に推進し、都心・ウォーターフロント地区においては、『「港都 神戸」ランドデザイン』において自転車動線に位置づけられている路線などから自転車走行空間の整備を推進するとともに、コミュニティサイクルの導入も検討していく。

目標を定量化する指標

指標	単位	定義	目標と指標及び目標値の関連性	従前値		目標値	
					基準年度		目標年度
コミュニティサイクル利用回数(回転率)	回/台・日	コミュニティサイクルの利用回数を導入する自転車台数と運営日数で除した数値(1年間の日平均値)	コミュニティサイクルの導入により、回遊交通手段として利用者が増加する	0	H25年度	1.0	H30年度
コミュニティサイクルポート数	箇所	道路上のコミュニティサイクルポートと民有地のコミュニティサイクルポートの総数	回遊交通手段としての認知の高まりに応じて、民間活力により民有地のコミュニティサイクルポートの整備が見込まれる	0	H25年度	15	H30年度

都市再生整備計画の整備方針等

計画区域の整備方針	方針に合致する主要な事業
<p>【快適な自転車の回遊ネットワークの形成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道駅などの交通結節点などにコミュニティサイクルポートを設置し、コミュニティサイクルの導入を図る 	<p>【協定制度等】コミュニティサイクルポートの設置</p>
<p>その他</p> <p>○当地区を中心とした関連事業の進捗状況</p> <p>【都心・ウォーターフロントにおける新たな回遊拠点の創出に向けた取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概要：鯉川筋の元町通1丁目交差点周辺において、「自動車」を中心とした交通環境から、「人」を中心とした交通環境に変えていく先導的な取り組みとして、「人々が集い、憩い、行き来しやすい空間」の創出を目指す。検討にあたっては、沿道のまちづくり協議会、交通事業者、学識経験者、関係行政機関等で構成する実行委員会を設置し、回遊拠点の創出に向けた検討を進めている。 <p>【自転車施策の推進】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①自転車走行空間の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・鯉川線など都心・ウォーターフロント部の自転車走行空間の整備について、検討を進めている。 ②駐輪対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・三宮駅・元町駅周辺において、民間事業者との公民連携による、道路占用を活用した民間駐輪場の整備を推進し、放置自転車の減少に努めている。 ③自転車利用ルールの周知徹底とマナー向上 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の安全意識づくりのため、自転車走行空間の整備や駐輪場の整備と合わせた効果的な啓発活動を実施していく。 <p>【地下公共空間の有効活用の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市が所管している三宮駐車場及び神戸市道路公社が所管している三宮中央通り駐車場について、既存の駐車場機能を確保しつつ、地下通路などの地下公共空間のにぎわい創出のための活用方法として、例えば、作品展示やイベントスペースの提供など民間事業者等との協創(※1)による先導的な官民連携事業のモデル構築に向けた検討を進めている。 <p>※1 これからの神戸づくりでは、都市ぐるみで「ひと(人)」を「たから(財)」と捉え、多様な「人財」が集い・交わり・活きるまちづくりを進めるとともに、それら「人財」のきずなを深めながら協働と参画をさらに発展的に推進し、新たな豊かさを創造していく姿をめざすこととし、第6次神戸市基本計画の「神戸づくりの指針」では、この姿を「協創」と呼ぶ</p> <p>○コミュニティサイクルポートの設置については、神戸ハーバーランド地区都市再生整備計画と一体的に実施する。</p>	

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業番号	事業	事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度			
					道路占用許可特例(都市再生特別措置法46条10項)	都市再生整備歩行者経路協定(都市再生特別措置法46条12項)	都市利便増進協定(都市再生特別措置法46条13項)	河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)
1	●コミュニティサイクルポート(自転車駐車器具で自転車を貸貸する事業の用に供するもの)の整備・管理 民間事業者が中心となって下記のとおり取り組む。 ・民間事業者によるコミュニティサイクルポートの設置	コミュニティサイクルの導入による都心・ウォーターフロントの回遊性向上	H26～H30	民間事業者	○			
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

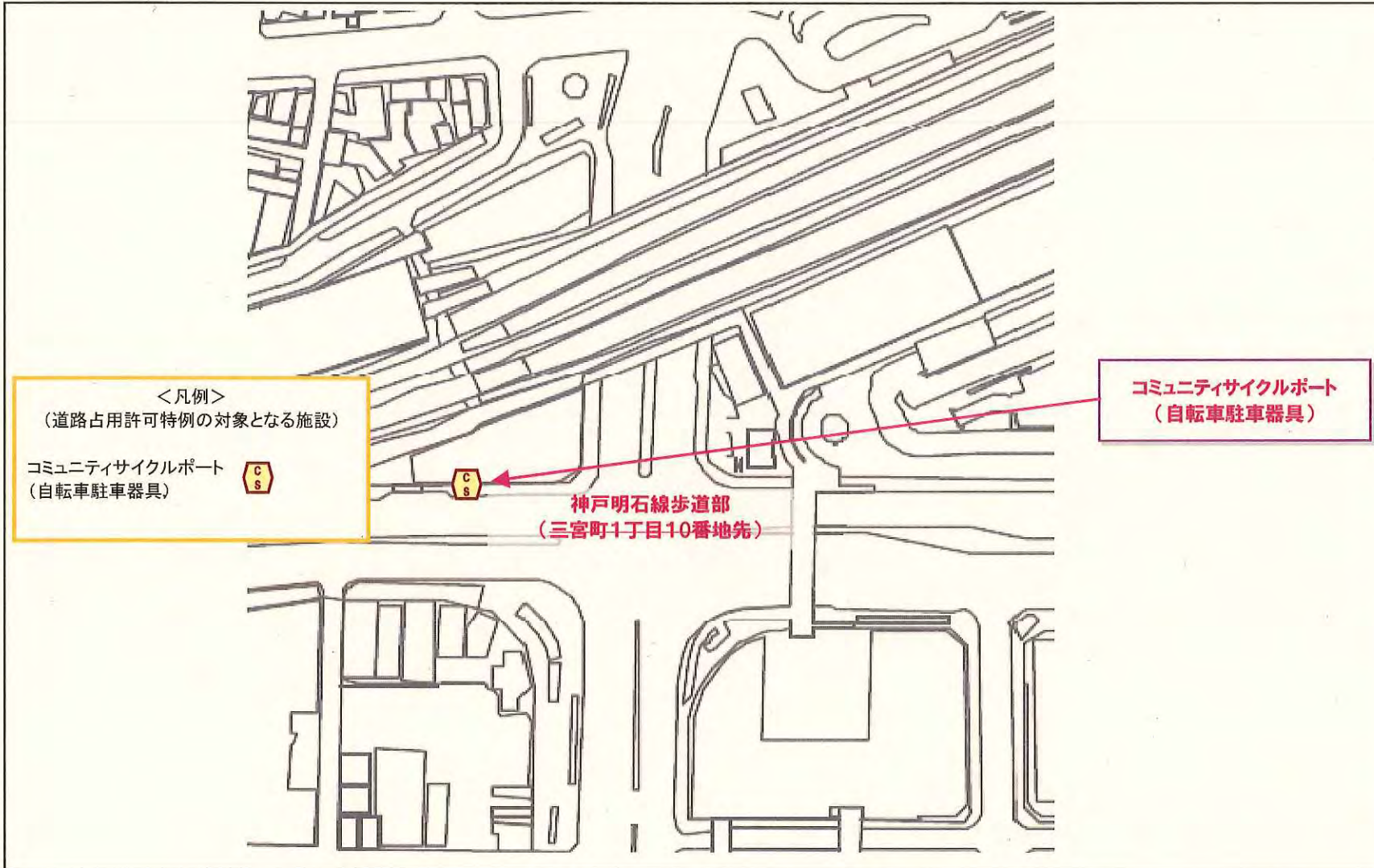
制度別詳細1(道路占用に関する事項) 都市再生特別措置法46条10項

			制度の活用計画	
占用対象施設		占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置	
道路 占用 許可 特別 対象 施設	1	コミュニティサイクルポート(自転車 駐車器具で自転車を賃貸する 事業の用に供するもの)	路線名 ①神戸明石線歩道部 (三宮町1丁目10番地先) ②神戸明石線歩道部 (元町通1丁目35番)	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティサイクルポート周辺の歩道上をこまめに清掃する。 ・コミュニティサイクルポート周辺の歩道上に違法駐輪が起きないよう、注意喚起を徹底するとともに、貸出自転車があふれないよう適宜再配置を行う。
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			

制度別詳細1-1-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

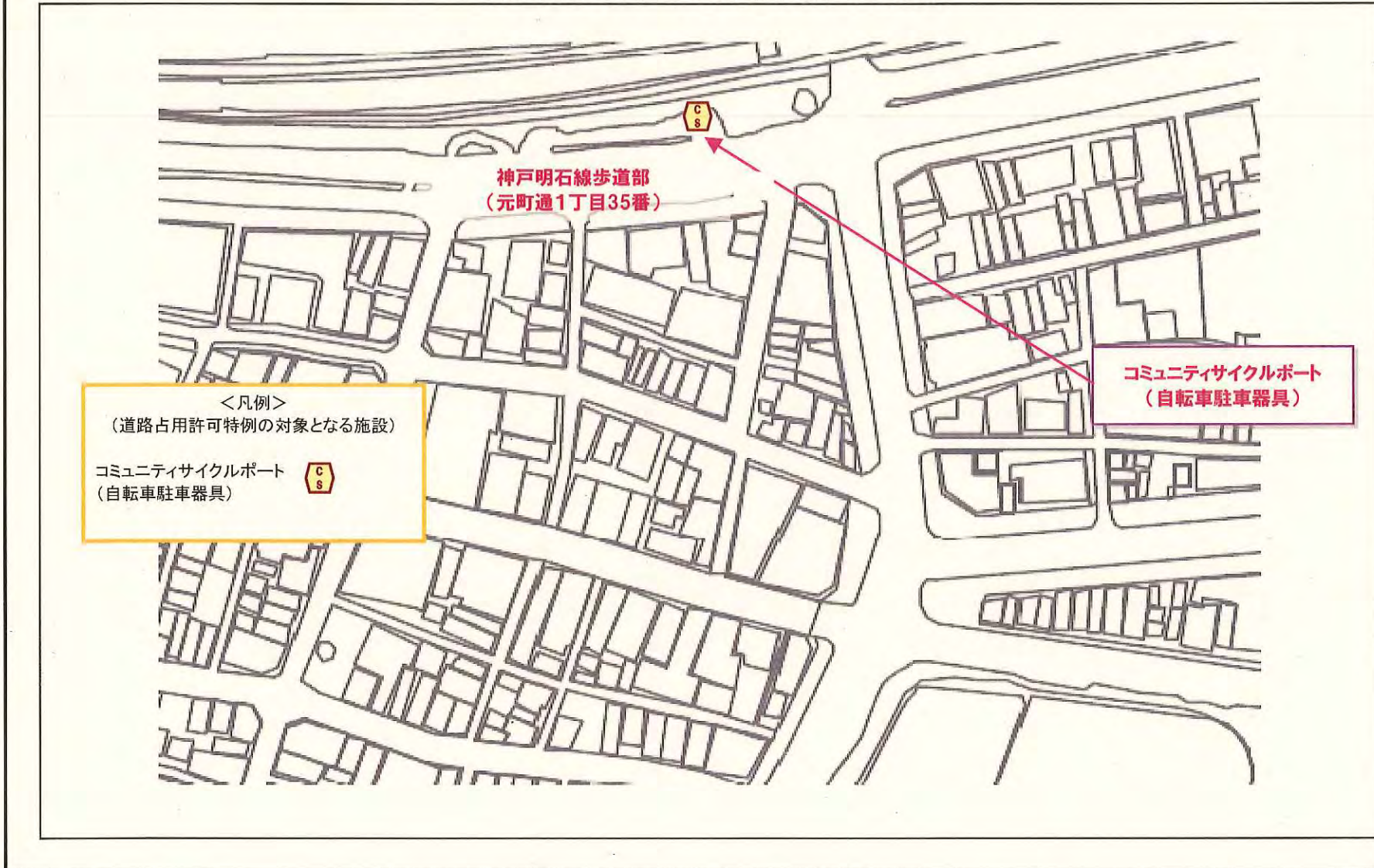
制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細1-1-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等の配置を示す地図



制度別詳細1-2-①(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

※写真はイメージ

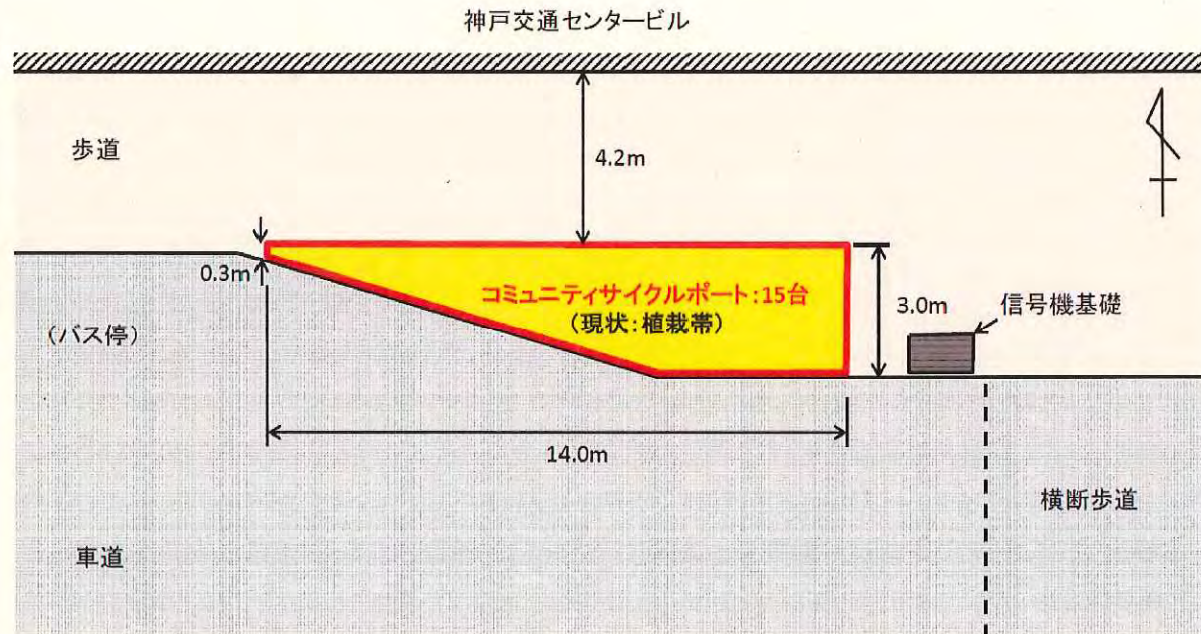


<凡例>



道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

神戸明石線歩道部
(三宮町1丁目10番地先)



制度別詳細1-2-②(道路占用に関する事項)

制度別詳細【道路占用許可基準の特例】

制度を活用して整備・設置する施設等のイメージ

コミュニティサイクルポート
(自転車駐車器具)

※写真はイメージ



<凡例>



道路占用許可の特例を
活用する予定の区域

